

広報とやま 令和3年(2021年)5月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

副業ビジネスを装うサイトなどに注意しましょう。

【事例】

インターネットで「副業」「在宅ワーク」などと検索し、「相談に乗るだけで報酬がもらえる」というサイトを見つけて登録した。相談後、報酬を受け取るために、「有料会員登録料」「文字化け解除費用」などの名目で請求されたお金を支払ったが、報酬が受け取れない。どうすればよいか。



【アドバイス】

- 簡単なやり取りだけで見知らぬ人からお金がもらえることは、絶対にありません。知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。
- 相談に乗った相手は、サイトが雇った「サクラ」である可能性があり、「後で報酬に上乗せする」など、言葉巧みに支払いを促すこともあります。一度支払ったお金を取り戻すことは非常に困難です。トラブルにあった場合は、消費生活センターに相談してください。

相談受付時間 (土) (日) (祝) (休) を含む毎日10:00~18:30 (年末年始およびCiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047